

資 料

(公益法人課税・寄附金税制)

目 次

I 公益法人制度改革関連

- ・ 公益法人制度改革の概要1
- ・ 新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係 ...2
- ・ 一般社団法人・一般財団法人の概要3
- ・ 公益社団法人・公益財団法人の概要4
- ・ 現行の公益法人の新制度への移行措置の概要5

II 公益法人等に係る課税

- ・ 新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（概要）6
- ・ 主な法人制度（私法上）の概要7
- ・ 公益法人などの主な課税の取扱い（現行）8
- ・ 公益法人などの主な課税の取扱い（地方税）9
- ・ 公益法人等への課税に係る収益事業の範囲（現行）10
- ・ 公益法人に係るみなし寄附金制度の概要（現行）11
- ・ 利子・配当等の金融資産収益に係る課税関係（現行）12
- ・ 法人に対する遺贈又は贈与による相続税等の租税回避の防止措置（相続税法第66条第4項） ...13

Ⅲ 寄附金税制

- ・ 寄附金に関する税制（国税）の概要（現行）14
- ・ 公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要（個人住民税）15
- ・ 寄附金控除に係る所得税と個人住民税の比較16
- ・ 特定公益増進法人制度の概要（現行）17
- ・ （参考）特定公益増進法人の業務類型改正の経緯18
- ・ 指定寄附金制度の概要（現行）19
- ・ 認定NPO法人制度の概要（現行）20
- ・ 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税（租税特別措置法第40条） ...21

I 公益法人制度改革関連

公益法人制度改革の概要

〔内閣官房作成資料を基に作成〕

- ・「民間が担う公益」を我が国社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進
- ・公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直し

（現行公益法人制度）

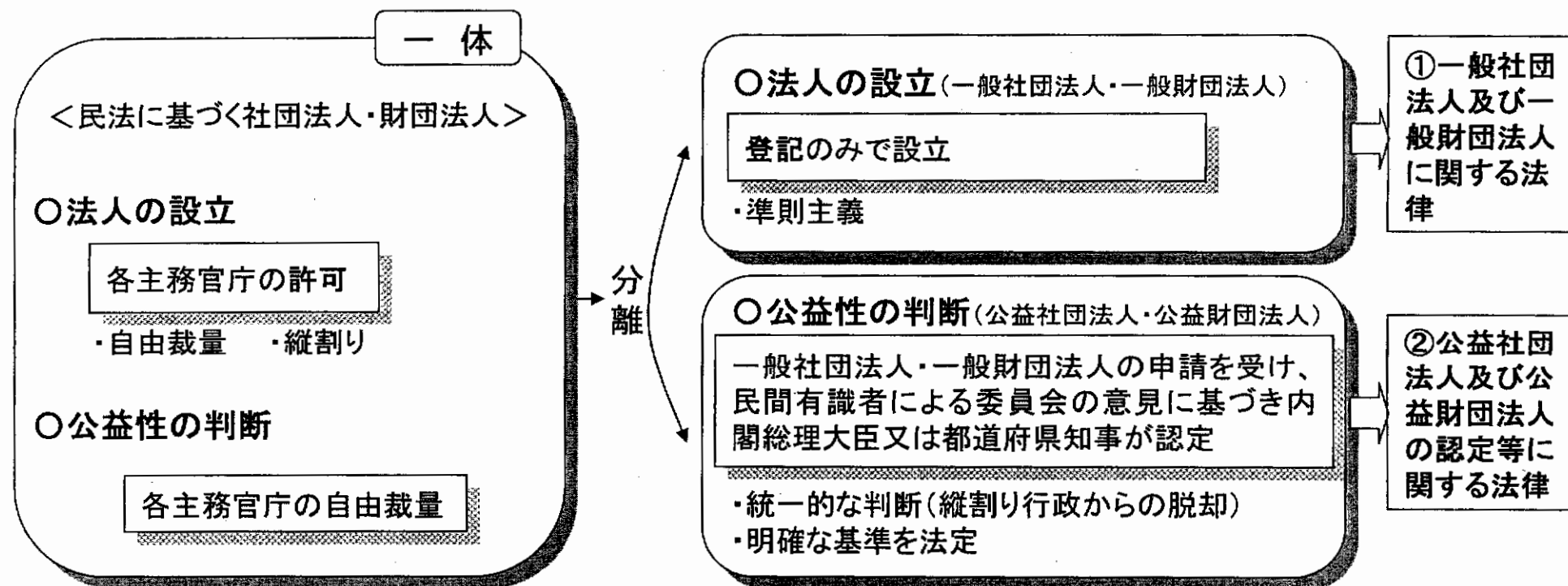
◎法人設立等の主務官庁制・許可主義

法人の設立と公益性の判断を一体で実施

（新たな制度）

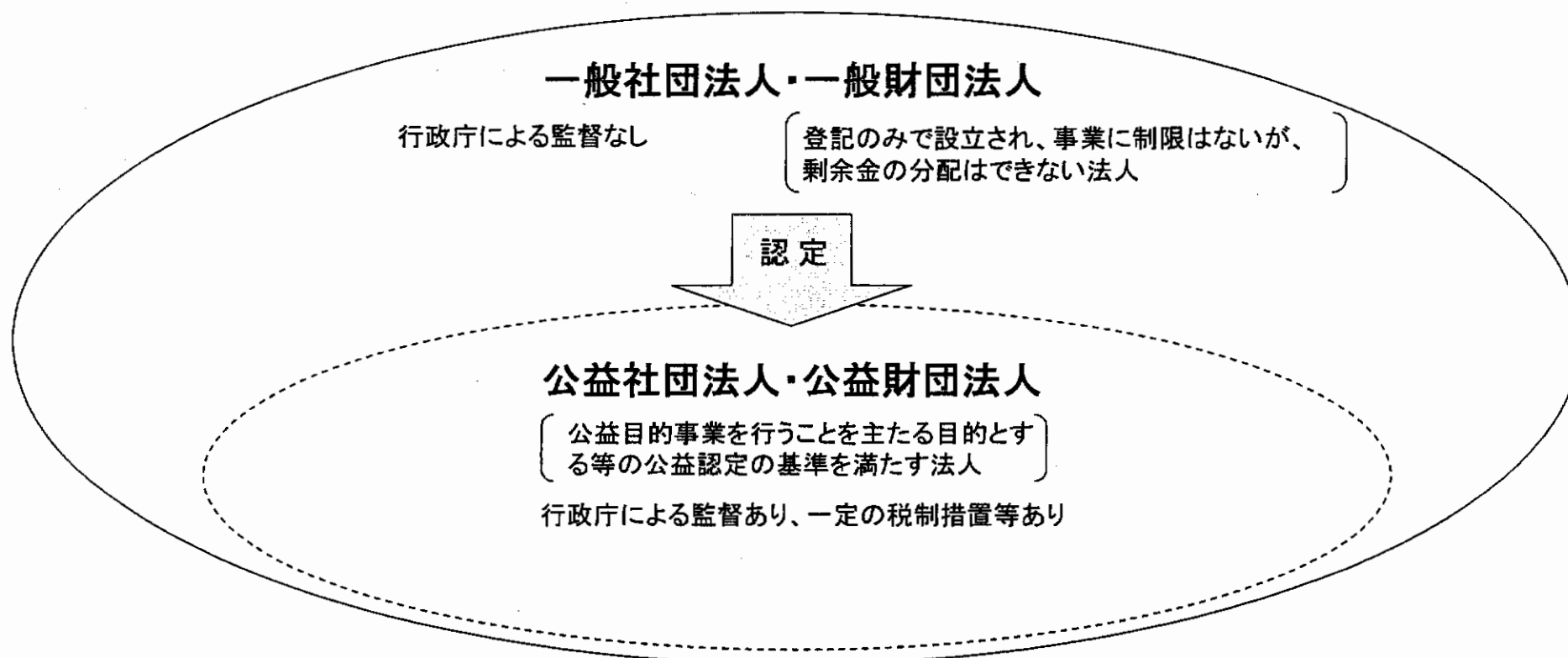
◎主務官庁制・許可主義の廃止

法人の設立と公益性の判断を分離



◎施行は平成20年12月1日（委員会の組織等に関する部分は平成19年4月1日）。現行公益法人の移行期間は5年

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係



一般社団法人・一般財団法人の概要

〔内閣官房作成資料を基に作成〕

☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない（ただし、残余財産の帰属先を社員総会等の決議によって定めることは可）。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

一般社団法人

<設立>

- 1 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 2 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 3 理事は必置。
- 4 社員総会は必置。
- 5 理事会、監事の設置は任意。
(理事会、会計監査人を置く場合は監事必置。)
- 6 理事等は、社員総会の決議によって選任。
- 7 会計監査人の設置は任意。
(負債200億円以上の法人(大規模法人)は必置。)
- 8 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可。

<その他>

- 9 計算書類等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員及び債権者への開示が必要。
- 10 貸借対照表(大規模法人は貸借対照表及び損益計算書)の公告(インターネットも可)が必要。
- 11 一般社団法人相互のほか、一般財団法人との合併が可能。
- 12 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。
- 13 定款で基金制度の採用が可能。

一般財団法人

<設立>

- 1 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- 2 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 3 理事は必置。
- 4 評議員、評議員会、理事会、監事は必置。
- 5 評議員の選解任方法は、定款で定める。
- 6 理事等は、評議員会の決議によって選任。
- 7 会計監査人の設置は任意。
(負債200億円以上の法人(大規模法人)は必置。)
- 8 理事、監事、評議員、会計監査人はいずれも再任可。

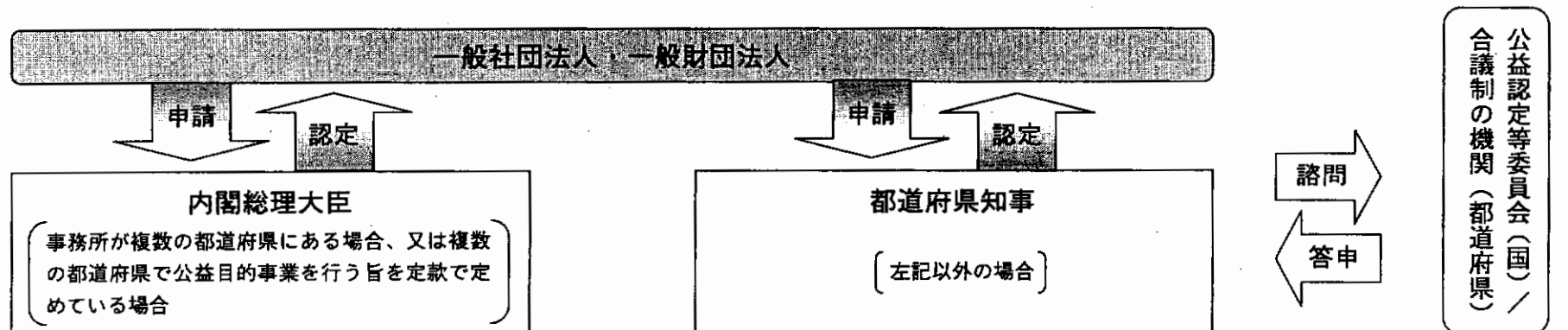
<その他>

- 9 計算書類等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による評議員及び債権者への開示が必要。
- 10 貸借対照表(大規模法人は貸借対照表及び損益計算書)の公告(インターネットも可)が必要。
- 11 一般財団法人相互のほか、一般社団法人との合併が可能。
- 12 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。
- 13 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。

公益社団法人・公益財団法人の概要

〔内閣官房作成資料を基に作成〕

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることが可能



<主な認定基準>

- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か 等

<欠格事由>

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消し後5年を経過しない法人 等

<遵守事項>

- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

<監督措置>

- 報告徴収
- 立入検査
- 勧告・命令
- 認定の取消し

☆認定を受けたまま解散すると・・・

- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与
 - ↓
 - 1ヶ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与
- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

現行の公益法人の新制度への移行措置の概要

〔内閣官房作成資料を基に作成〕

(H20.12.1)

